

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 17 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 3 月 15 日(水) 午前 10 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第17回委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月15日(水) 午前10時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞一 (会長、議長)
阿部 貴史
須川 直樹
渡邊 英敏
疋田 一則
山本 勇
濱田 貴史
阿部 義広
森崎 真吾
山尾 和久
- 欠席委員 藤本 昭夫、齋藤 信二、清家 皆一
小野 裕佳、本庄 新
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任
- 農林水産部 高野審議監
- 漁業管理課 甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長、渡邊課長補佐、上田技師
- 臨席者 別府湾船釣り連合会 庄司定松、東部振興局 真田康広
4. 議事録署名委員 山本勇委員、濱田貴史委員
5. 協議事項及び審議の結果
- 第1号議案 別府湾南部海域における漁法の制限について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第2号議案 別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第3号議案 審議の結果	大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案 審議の結果	津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案 審議の結果	伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第6号議案 審議の結果	豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第7号議案 審議の結果	知事許可漁業の制限措置及び申請期間について 異議のない旨答申することに決した
第8号議案 審議の結果	漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について 異議のない旨答申することに決した
第9号議案 審議の結果	知事管理漁獲可能量の設定について 異議のない旨答申することに決した
第10号議案 審議の結果	大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止と制定について 原案のとおり廃止と制定をすることに決した

6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第22期第17回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。

事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15名中10名の委員が出席され、過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、農林水産部の高野審議監から、ご挨拶を申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。持ち帰って確認していただくために「資源管理の状況報告」がございます。

その他の資料は、本日もタブレットで用意しております。タブレットの画面に議案書がありますのでご確認ください。紙の資料

が必要な方は挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしく申し上げます。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。山本委員と濱田委員をお願いします。

それでは議事に移ります。

第1号議案の「別府湾南部海域における漁法の制限について」と第2号議案の「別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について」は関連がありますので、一括して審議することとします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第1号議案と第2号議案を一括して、ご説明します。

議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案は、別府湾南部海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により当該海域での投錨をして（アンカーを打って）行う船釣りを禁止するものです。

次のページ（P4）をご覧ください。

第2号議案ですが、第1号議案と同様の目的で、委員会指示によりあみ等のまきえを使用する船釣り等を禁止するものです。

この2つの委員会指示の禁止期間及び有効期間が本年5月31日で終了するため、新たに6月1日から翌年5月31日までを期間とする委員会指示を発出するとともに、第2号議案では承認事務取扱要領を改めます。

なお、この2つの議案は2月28日開催（書面）の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月7日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次のページ（P5）をご覧ください。大分県海面利用協議会長からの委員会指示発出の依頼書です。

中段「記」以下の1から6までの番号が、それぞれ第1号議案から第6号議案までとなります。

次のページ（P6）をご覧ください。

第1号議案の投錨をして行う船釣りの禁止区域は図中の斜線の海域となります。

次のページ（P7）をご覧ください。委員会指示案をお示しし

ていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次のページ（P8）をご覧ください。

第2号議案の「完全まきえ船釣り等禁止区域」は、濃く塗りつぶしている海域となります。

その「完全まきえ船釣り等禁止区域」の海域を除いたチェック模様で表示している海域に限って、委員会が承認した船舶に限り、まきえ船釣りを認めています。

次の9ページと10ページに委員会指示案を載せています。

有効期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の11ページから15ページは、このまきえ船釣り等承認事務取扱要領案となっております。変更点が2点ございます。12ページをご覧ください。赤字の部分です。1点目は、承認証の発行日と承認の開始日（6月1日）を明確にするために、発行の日と承認の日を記入する欄を設けました。2点目は会長名「小野眞一」を消して、汎用性を持たせたものです。その他の内容については、期間を更新した以外は、例年と同じ内容です。

次に16ページから20ページが来年度の漁場利用協定書案です。2月28日に書面で開催されました別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会で今年度と同じ内容で引き続き締結される旨決定していますので、新年度になりましたら調印される予定です。

次に、21ページをご覧ください。別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認状況ですが、5月の当初の委員会で報告した以降に17件が追加され、累計で365件となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案と第2号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見がないようですので、第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案の「大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の24ページをご覧ください。

第3号議案は、委員会指示により、5つの海域においてあみ等のまきえの使用を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月13日開催の豊後水道南部海面利用地区協議会及び3月7日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

具体的な指示内容を地区別にご説明します。

次のページ(P25)は、(1)佐賀関半島地区です。格子模様を付けた高島及び牛島の全域は、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、波線模様を付けた海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次のページ(P26)が、(2)津久見市四浦地区と(3)保戸島地区です。津久見市四浦半島の南側格子模様を付けた海域では、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、津久見市保戸島から高甲岩灯台までの格子模様を付けた海域では、いそ釣りのすべてのまきえの使用を禁止するものです。

さらに、波線で示しています海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次のページ(P27)をご覧ください。(4)津久見市無垢島と保戸島との間の海域ですが、通称スカ漁場と言われています。

このスカ漁場では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次のページ(P28)をご覧ください。(5)佐伯市鶴見地区です。図中左の宇戸島の右にあります女郎埼から地蔵埼の間と大ばえから鶴見と米水津の境界の間までの格子模様を付けた半島の沿岸ではいそ釣り、波線の海域では船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次のページ(P29)をご覧ください。これらの委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案の「津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の31ページをご覧ください。

第4号議案は、津久見市無垢島周辺海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により、投錨して行う船釣り及びまきえを使用して行う船釣りを禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月7日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次のページ(P32)をご覧ください。委員会指示の対象海域は、無垢島の北側及び東側の模様を付けている海域で、委員会指示によりイカ釣りを除く投錨して行う船釣りとおきあみを含むあみのまきえを使用する船釣りを禁止するものです。

次のページ(P33)をご覧ください。委員会指示案をのせていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

- 委員一同 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。
次に、第5号議案の「伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について」を審議します。
事務局から提案理由を説明してください。
- 事務局長 それでは、議案書の34ページをご覧ください。
第5号議案は、委員会指示により伊予灘及び豊後水道北部の大分県海域において、全長15センチメートル以下のまこがれいの採捕を禁止するものです。
この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。
なお、本議案については、2月9日開催の豊後灘海面利用地区協議会、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月28日書面開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月7日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。
次のページ(P35)の斜線部分が対象海域となります。
次のページ(P36)をご覧ください。委員会指示の案をのせていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。
次のページ(P37)をご覧ください。まこがれいの漁獲量のグラフと放流量を掲載しています。まこがれいの漁獲量については、公表されたデータとしては、平成18年までしかありませんので、それ以降については、マコガレイの水揚量が把握できる県漁協2支店の漁獲量を示しています。これらのグラフから平成7年以降、漁獲量は減少傾向ですが、近年は横ばい傾向となっています。
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。
ご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。
- 委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第6号議案の「豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の38ページをご覧ください。

第6号議案は、委員会指示により豊後水道北部の大分県海域において、釣りによる全長20センチメートル以下のいさきの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月7日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次のページ(P39)をご覧ください。斜線で示す大分県海域が対象海域です。

次のページ(P40)に委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次のページ(P41)にいさきの漁獲量の推移と放流量を掲載しています。県合計、豊後水道北部である大分北部海区ともに減少傾向ですが、近年は下げ止まりの傾向となっております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第7号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の42ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、令和5年6月末に許可の有効期間の満了を迎える漁業種類の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

次のページ（P43）が知事からの諮問文です。

次のページ（P44）をご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う4種類について、表の形にしております。なお、表の一番右の欄にありますとおり、いずれの漁業も許可の有効期間を迎えることに伴う公示となりますので、公示に至った背景について各漁業での説明は省略いたします。

それぞれの漁業の概要について説明します。はじめに、表の一番上「はえ縄漁業」です。この漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとるもので、主な漁獲対象種は「たい、はも、ふぐ」です。

次に、表の上から2番目「たこつぼ漁業」です。この漁業は、海底に縄でつなげたつぼをいくつも沈め、数日経ってから引き揚げるもので、主な漁獲対象種は「たこ」です。

次に、表の下から2番目「かご漁業」です。この漁業は、餌を入れたかごを海底に沈め、たこつぼ漁業と同様に数日経ってから引き揚げるもので、主な漁獲対象種は「いか、かに」です。

次に、表の一番下「潜水器漁業」です。この漁業は、アクアラングのような潜水器を使用して漁業者が自ら水中に潜り、魚介類をとるもので、主な漁獲対象種は「貝類、なまこ等」です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」と「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。なお、本日は公示する許可が多いため、各漁業種類から1つずつ抜粋して説明しますのでご了承ください。

次のページ（P 4 5）をご覧ください。

はじめに、はえ縄漁業です。ご覧の表には、公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。はえ縄漁業は、10-1-1から10-4-3まで13種類ありますが、いずれも既存の許可から変更ありませんので、10-1-1のみ説明します。表の一番上をご覧ください。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は、許可及び操業区域毎に許可方針において定めた整理番号でその右の欄の「漁業種類」は、「ふぐはえ縄漁業」で、その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、県が許可をする漁業者等の数を制限する漁業ではないため「定めなし」です。その右の欄の「船舶の総トン数」と「推進機関の馬力数」も同様に制限を設けないため「定めなし」です。さらにその右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、次のページ（P 4 6）に図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、中津から豊後高田市の地先海域を示したもので、斜線を引いた区域が、この許可で操業することができる区域です。

前のページ（P 4 5）にお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「8月20日から翌年の3月31日まで」の約7ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（ただし、安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」としています。

以上が、はえ縄漁業についてです。

続いて、49ページをご覧ください。たこつぼ漁業の制限措置について説明します。この漁業は11-1-1から11-1-6まで6種類あり、今回新たに設ける制限措置がありますので、そちらを中心に説明します。それ以外は既存の許可から変更ありません。

表の一番下、赤字となっている箇所をご覧ください。まず、新規に制限措置を設けた経緯をご説明します。これまで、別府湾におけるたこつぼ漁業の許可は、11-1-3の「漁業を営む者の資格」に見え消しで記載のとおり、杵築市から神崎や佐賀関を除いた大分市までの漁業者に対して許可していました。今回、大分地区の漁業者より、共同漁業権の一部においてもたこつぼ漁業を営みたいという要望が出されました。次のページ（P 5 0）に要望書を添付しておりますのでご覧ください。さらに次のページ

(P 5 1) をご覧いただくと、新たに操業を要望する地区が赤線で示されております。要望があったのは、共第 2 0 号の共同漁業権の漁場区域内のうち、共第 1 8 号の漁場区域及び補償区域を除外した区域です。また、この区域には沿岸部に企業が立地しているため、操業に当たって企業側に支障が無いか、あらかじめ同意も得ております。同意書は次のページ (P 5 2) とその次のページ (P 5 3) です。次のページ (P 4 9) をご覧ください。以上のことから、操業区域内での漁業調整上の支障がないと認め、1 1 - 1 - 3 の許可を二つに分け、1 1 - 1 - 6 を新設することとしました。

新設した許可の各欄について説明します。表のいちばん左の欄の「番号」は「1 1 - 1 - 6」です。その右の欄の「漁業種類」は「たこつぼ漁業」で、その右の欄からの「許可等をすべき漁業者の数」、「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」は先ほどのはえ縄漁業と同様に制限を設けていないため「定めなし」です。さらにその右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりますが、次のページ (P 5 4) に図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これまでは、黒の斜線で示された区域が操業区域でしたが、今回の制限措置では、赤色の共第 2 0 号の区域が追加されます。

前のページ (P 4 9) にお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、1 1 - 1 - 3 と同様に「1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、1 1 - 1 - 3 に記載していた文言を抜き出して「大分市 (旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。) に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」としています。

以上が、たこつぼ漁業についてです。

続いて、5 5 ページをご覧ください。かご漁業の制限措置について説明します。かご漁業は、1 2 - 1 - 1 から 1 2 - 2 - 1 まで 4 種類ありますが、いずれも既存の許可から変更ありませんので、1 2 - 1 - 1 のみ説明します。表の一番上をご覧ください。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は「1 2 - 1 - 1」です。その右の欄の「漁業種類」は「いかたま漁業」で、その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、県が許可をする漁業者等の数を制限する漁業ではないため「定めなし」です。その右の欄の「船舶の総トン数」と「推進機関の馬力数」も同様に制限を設けないため「定めなし」です。さらにその右の欄の「操業区域」

は、文言で表記しているとおりでありますが、次のページ（P 5 6）に
図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、中津市の地先海域を示したもので、斜線を引いた共第
2号の漁場の区域内が、この許可で操業することができる区域で
す。

前のページ（P 5 5）にお戻りください。「操業区域」の右の
欄の「漁業時期」は、従来どおり「6月1日から6月30日ま
で」の1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、
「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）に
住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示
の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするた
め、「周年」としています。

以上が、かご漁業についてです。

続いて、57ページをご覧ください。潜水器漁業の制限措置に
ついて説明します。潜水器漁業は、13-1-1から13-3-
15まで16種類ありますが、いずれも既存の許可から変更あり
ませんので、13-1-1のみ説明します。表の一番上をご覧ください。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は「13-1-1」で
す。その右の欄の「漁業種類」は「たいらぎ、なまこ潜水器漁
業」で、その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、県が許
可をする漁業者等の数を制限する漁業ではないため「定めなし」
です。その右の欄の「船舶の総トン数」と「推進機関の馬力数」
も同様に制限を設けないため「定めなし」です。さらにその右の
欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、次のペ
ージ（P 5 8）に図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、豊後高田市の地先海域を示したもので、斜線を引いた
区域が、この許可で操業することができる区域です。

前のページ（P 5 7）にお戻りください。「操業区域」の右の
欄の「漁業時期」は、従来どおり「1月1日から12月31日ま
で」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「豊
後高田市堅来^{かたく}、羽根^{はね}、香々地^{みめ}、見目^{こばた}、小畑^{えびす}、上香々地、又は夷^{えびす}に
住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示
の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするた
め、「周年」としています。

以上が、潜水器漁業についてです。

ここまで、制限措置の内容と申請期間について説明してきました
が、申請期間について補足します。60ページをお開きくださ

い。「4 本件公示の申請期間」です。申請期間の設定の基本的な考え方は、許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は1ヶ月、上限を設けない場合は周年としています。下の表をご覧ください。今回公示する漁業種類のほとんどが許可数に上限を設けないものであるため、申請期間は周年としていますが、はえ縄漁業のうち、油をつけた餌料を使用するたいはえ縄漁業は、漁業調整上の理由から許可数に上限を設けています。そのため、申請期間も令和5年4月18日から令和5年5月18日までの1ヶ月間としています。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第7号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 少し関係ないのですが、共1号のいかたまの許可期日を教えてください。

大石事務局 共同漁業権第1号の許可の期間については、3月20日から5月31日までです。関係市町村は、中津市から豊後高田市になります。よろしいでしょうか。

渡邊委員 共同水域の山口県海域の許可の期間はいつですか。

大石事務局 山口県の許可については、手元に資料がないのでわかりません。

議長 よろしいでしょうか。たこつぼ漁業が大分市地先に一箇所新設され、それ以外は従来どおりです。

他にご意見もないようですので、第7号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することとします。

次に、第8号議案の「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」を審議いたします。その他の「①漁業権

に係る資源管理の状況等について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。

事務局長

議案書の61ページをご覧ください。

第8号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。漁業権が設定された漁場の適切かつ有効な活用に向けて、漁業権者に対し必要な指導を行う必要があるため、漁業法第91条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

次のページ（P62）をご覧ください。その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法第90条第1項の規定に基づき、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務付けられております。この報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を海区漁業調整委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。

この報告と指導の内容は密接に関係していることから、今回併せて説明します。

次のページ（P63）が知事からの諮問文、その次のページ（P64）が報告に係る鑑文です。

次に65ページをご覧ください。まず、1の「法の規定」についてです。

漁業法の改正により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられました。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、海区漁業調整委員会へ必要な報告をするものとしてされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年1月1日から12月31日までとしており、今回は令和4年1月1日から同年12月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、次のページ（P66）以降の一覧表で簡単に説明し

ます。なお、本日時点で臼杵地区に関する報告はまだ提出されておりません。これにつきましては、引き続き提出に向けた指導を行うとともに、提出があり次第、後日報告することといたしますのでご了承ください。

66ページをご覧ください。これは、各地区の報告内容を一覧表にまとめたものです。表の構成を説明しますと左から「免許番号」「支店名」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」で、最後に再度「免許番号」を記載しています。

右から2番目の「適切かつ有効の判断」の欄は、漁協が自己評価を行った結果と漁獲量を踏まえて判断しています。共同漁業権における漁獲量については、漁獲量が0の漁業種類があっても、組合員行使権を有する地元の漁業者がおり、資源管理の取組を行っている等、漁業権全体として見たときに、漁場管理の実態及び利用の可能性があれば「適切かつ有効」と判断しています。

66ページから88ページまでは共同漁業権について、89ページから90ページまでは共同漁業権のうち、飼付・つきいそ漁業権について、91ページから94ページまでは区画漁業権について、95ページは定置漁業権についてとなっております。個々の内容に関する説明は省略しますが、お時間を少しとるので内容にお目通しください。なお、黒の網掛けの部分は、臼杵地区の報告に関する部分です。

なお、この一覧表は紙資料でお持ち帰りいただけるよう机上に配布しておりますので、後日ご質問等ございましたら、事務局までご連絡ください。

よろしいでしょうか。それでは説明に戻ります。

96ページをご覧ください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。議案書中央の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェ

ックシートがございます。次のページ（P 9 7）をご覧ください。チェック項目を簡単に説明しますと、上から「1 資源管理の状況等の報告」では、「資源管理の状況等の報告が出ているか」、2、3の判断基準では、「漁業関係法令を遵守しているか」、「免許の適格性を有しているか」、「漁具や薬品の使用状況が適切か」、「漁場紛争への対応が適切か」、「資源管理を適切に実施しているか」、「漁場改善計画の取組が適切か」、「漁具等の放置がないか」、「危険物を使用していないか」、「漁場環境を悪化させていないか」、「有害物質を流出させていないか」、「魚類防疫の観点から適切な対応がとられているか」、「操業期間中、相当程度利用しているか」、「養殖密度が適切か」、「漁場の全てを利用しているか」、「漁場の持続的利用に向けた生産活動を行っているか」があります。

前のページ（P 9 6）にお戻りください。漁業権者からの漁獲実績だけでは把握できない項目もありますので、漁業権者が先ほどの国のチェックシートに沿って自己評価した結果と合せて提出してもらい、操業実態等の確認を行ったところです。その結果、下線部のとおり、大分県漁業協同組合を漁業権者とする漁業権の一部において、操業実態のない漁業権が確認されました。

これらの漁場は「適切かつ有効」に利用されていると認めることができないことから改善に向け、必要な指導を行うこととしたいとしております。

最後に、指導内容について説明します。9 8 ページをご覧ください。「4 漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。

都道府県知事は、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」といった

「適切かつ有効」とは言えない状態にあると認めるときは、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとされています。また、この指導を行うにあたり、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。

下の四角をご覧ください。今回は、区画漁業権について操業実績が確認できないものがあったため、「漁場を有効に活用し、漁業生産力の発展に向けた対策を講じること」とする指導が予定されております。

次のページ（P 9 9）をご覧ください。今回指導の対象となる

漁業権の一覧です。対象となる漁業権は全て区画漁業権で、件数は13件です。いずれも、左から5番目の漁獲量が0となっていることから、漁場を有効に活用していないと判断しております。なお、先ほどの一覧表の中には、こちらで示した漁業権以外にも漁獲量が0となっているものがあります。それらは、行使権者が病気や漁具の準備中等合理的な理由のあるもの又は令和5年度に行う漁業権の一斉切替えにおいて廃止となるものです。個々の事情が分かるように記載しておりますので、別途ご確認ください。以上で、第8号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」とその他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第8号議案とその他の報告事項につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 議案書99ページの、のりとひじきの養殖業の宇佐についてですが、漁獲量が0になっていますが、実際養殖を行っていますし、2ヶ統あるのですが。

大石事務局次長 宇佐支店から自己評価と併せて提出していただいております。行使者は1名と報告をうけています。2ヶ統いるかもしれませんが、この漁場を利用しているのは1名と認識しています。

渡邊委員 実際とは異なっているようです。勘違いして報告しているかもしれませんね。分かりました。

山尾委員 臼杵支店の報告が遅れているのは何か理由があるのでしょうか。

大石事務局次長 手が回っていないのが実状ではないかと思えます。準備はしているとうかがっています。

昨年もかなり遅くなってからの提出でした。早く提出するように指導をしているところです。

山尾委員 何か大事な理由があるのかと思いましたが、昨年遅かったということですね。分かりました。

議長 指導の必要な地区についてですが、指導により適切に改善されれば、次の一斉更新の計画には載せられると思えますが、改善しな

ければどうするのでしょうか。

大石事務局 漁業法に規定されておりました、指導後改善されなければ勧告
次長 をします。勧告に従わなければ、行使の停止や取り消しを行うこと
になります。いずれにしても、処分については委員会で諮る
ことが規定されており、委員会で意見を聞くことになります。

渡邊委員 利用実績があれば問題がないのでしょうか。

大石事務局 具体的な計画を立てていただいて、生産報告ができれば改善さ
次長 れたとみなせると思います。

議 長 他にご意見はありませんか。
ないようですので、第8号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ
有効な活用に向けた指導」については、原案のとおり異議のない
旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり
異議がない旨知事に答申することとし、その他の「①漁業権に
係る資源管理の状況等について」の報告を確認したことといたしま
す。

次に、第9号議案の「知事管理漁獲量の設定について」を審議
します。その他の「②知事管理漁獲可能量の追加配分について」
と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してく
ださい。

事務局長 議案書の100ページをご覧ください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県
に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された
知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっていま
す。

今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって漁業法の規定に基
づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

次のページ（P101）から、大分県知事から本委員会あての
諮問文の写しをつけております。

103ページをご覧ください。

その他②の知事管理漁獲可能量の追加配分についてです。令和

3年10月8日（金）に開催された第22期大分海区漁業調整委員会第5回委員会において、大分県資源管理方針に係る漁獲可能量について、管理年度途中で国等から追加配分が得られた場合の配分ルールが制定されました。

その中で、迅速な配分を行うため、追加配分の全量を数量割当されている知事管理区分へ配分し、大分県海区漁業調整委員会へは事後報告とするとされたため、それに基づき報告するものです。

今回、追加配分があったのはくろまぐろ（小型魚）です。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

上田技師

水産振興課の上田です。

105ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量とそれぞれの魚種ごとの知事管理区分について説明します。

知事管理漁獲可能量は漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までが管理期間であるくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかについて漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準とあって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。例外として、くろまぐろについては国際的に厳格に管理を行っているため、全都道府県数量明示で管理を行っています。

資料中段の表をご覧ください。大分県の漁獲可能量ですが、今回、くろまぐろ（小型魚）で3.8トン、くろまぐろ（大型魚）で6.4トンが大分県に配分されました。一方、するめいかは現行水準となり、目安数量として50トンが示されました。目安数量とは、表の下の※2にありますように現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

せん。

本県で漁獲されるくろまぐろ及びするめいかはわずかであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。くろまぐろ小型魚は、漁獲可能量3.8トン、大型魚は漁獲可能量6.4トンです。するめいかは現行水準管理として、漁獲努力量を通じた管理を行うこととしており、漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数とします。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。また、数量配分と現行水準の基準については、くろまぐろを除いて3年を目処に見直される予定です。

次の106、107ページには国からの漁獲可能量に関する通知を、次の108ページには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にしてください。

次に報告事項ですが、知事管理漁獲可能量の追加配分について続けて説明させていただきます。

109ページをご覧ください。概要ですが、国は漁獲可能量の有効活用を促進するため、大臣管理区分間や知事管理区分間等で配分量の移転を行う「融通」を積極的に実施するよう推奨しています。今年度は各都道府県に対して全7回の融通要望調査が行われました。また、本県におけるくろまぐろ漁獲量が今年度の割当量を超えるおそれがあるため、小型魚、大型魚共に1.0トンの譲受を国に対して要望し、結果として小型魚で合計1.1トンの融通を受けることができましたので、報告させていただきます。

経緯ですが、①今年度最後となる7回目の融通要望調査が2月1日に行われました。今年度はとりわけくろまぐろの報告が多く、管理年度内に割当量を超えるおそれがあると判断し、②要望調査に対して小型魚、大型魚ともに1.0トンの譲受を2月17日に水産庁に対して要望しました。参考までに要望時点でのくろまぐろの消化率を表に示していますので、ご確認下さい。その後、③3月1日時点で小型魚の消化率が95%を超過したことを受け、3月3日に県漁協あて採捕停止命令を発出するとともに、県のHP上でも公表しました。そして、④3月3日に国から追加配分に係る正式な通知があり、他県から小型魚で合計1.1トンの追加配分を受けました。下の表をご覧ください。これにより、く

ろまぐろ（小型魚）は4.9トンとなり、配分直後の消化率が77.4%に低下したことから、⑤3月6日に採捕停止命令を解除するとともに、こちらもHP上で公表しております。一方今回、大型魚の融通は受けることができませんでした。現在の消化率は3月13日時点で小型魚が88.7%、大型魚が95.1%となっています。95%を超えた大型魚については、3月14日に県漁協あて採捕停止命令を発出するとともに、HP上でも公表しています。令和4管理年度は3月の残り半月ほどですが、漁獲状況や消化率をみながら対応していきます。

次のページ（P110）をご覧ください。「くろまぐろの消化率が高い都道府県への追加配分について」でございます。融通によって漁獲可能量の有効活用が進んだ反面、必要以上に漁獲可能量を増やし、結果として未利用分を多く発生させてしまう都道府県が増えることが懸念されています。そこで、国は令和3管理年度より、譲渡の促進及び自県の漁獲可能量の適切な管理のため、前年漁期の消化率が8割以上の都道府県に対して一律に追加配分を実施しております。これを「消化率メリット」といいます。配分方法は小型魚、大型魚共通で、消化率8割以上の都道府県で国の留保枠から均等配分という形です。

枠で囲んだ部分をご覧ください。今年度の消化率メリットの結果を載せていますので、簡単にご説明いたします。

配分原資は小型魚で207.1トン、大型魚で32.4トンでした。この数字は、その年の都道府県の未利用分に応じて変動するため、毎年一定ではありません。内訳ですが、小型魚は令和3管理年度で消化率が8割を超えた18道府県に対して1県あたり11.5トンが、大型魚は24都道府県に対して1県あたり1.3トンが配分されました。

このように、消化率が8割を超えた状態で、配分量を超えることなく管理年度を終えることができれば、大分県でも来年度の配分量に加えて消化率メリットによる追加配分を得られる可能性があります。これは来年度に関係する話ですが、消化率が高い都道府県についてはこのような制度もあるため、参考にご紹介しました。

前のページ（P109）にお戻りください。今回の報告は、令和3年度第22期第5回の大分海区漁業調整委員会において制定された、「漁獲可能量の追加配分があった場合の配分ルール」に則り行うもので、そのルールについて改めてご説明させていただきます。

まず、1. 国留保等から追加配分が得られた場合は、その全量

を、数量明示で割り当てされている知事管理区分に配分いたします。この場合、大分海区漁業調整委員会への諮問は行わず、事後報告いたします。ただし、2. 迅速に配分する必要性がなく、県全体の漁獲可能量の状況を勘案して配分方法を決定すべきと判断される場合には、海区漁業調整委員会へ諮問することとしております。

今回の追加配分は、今年度の漁獲量が割当量を超えるおそれがあるということで迅速に配分する必要があることから、事後報告とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第9号議案と報告事項につきましてご意見・ご質問はありませんか。

山尾委員 消化率メリットについてですが、今回融通による追加配分を受けたわけですが、来年以降消化率メリットを受けられる可能性があるのでしょうか。

上田技師 可能性はあります。

山尾委員 枠自体が増えるということにも繋がるのでしょうか。

上田技師 枠そのものは、過去の漁獲実績によって決まっているので、枠自体はかわりませんが、追加配分や消化率メリットにより管理年度中に漁獲可能量が少し増える可能性はあります。

疋田委員 最近くろまぐろが増えて、湾内のいかやかたくちなどの小魚が減ってきているようです。くろまぐろの枠を増やさないと他の漁業種類にも影響が出るのではないのでしょうか。

大屋課長 大分県以外の鹿児島県などでもくろまぐろは増えてきていると聞いています。しかし、小魚が捕れなくなっている原因については、黒潮の影響もあるでしょうし、くろまぐろの影響かどうかについては、水産研究部の方でも明らかにできていません。

また、くろまぐろの漁獲枠については、先ほども説明させていただいたように、国際的な枠組みの中で決まっていますので、日本だけ増やすわけにはいきません。資源状況は良好になっているという報告もありますので、国が国際社会で訴えていき、枠が増えるという可能性はあります。私たちはそれを見ながら考えていきたいと思っております。

議 長 今回くろまぐろの漁獲量が増えているようですが、計数は、天然物と養殖物は分けなしていないのでしょうか。

上田技師 現在は天然も養殖も分けずに計数しています。

議 長 わかりました。他に意見はありませんか。ないようですので、第9号議案「知事管理漁獲量の設定について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第9号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することとし、その他の②「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の報告を確認したことといたします。

次に、第10号議案の「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の廃止と制定について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください

事務局長 議案書の111ページをご覧ください。

第10号議案「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止と制定について」を説明します。

「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」は、大分県個人情報保護条例に基づきまして、平成14年5月に大分海区漁業調整委員会が制定したもので、委員会が保有する個人情報等について規定しています。

令和3年5月に、社会全体のデジタル化に対応するため、個人情報の保護と官民や地域の枠を超えたデータ流通の両立を図ることを趣旨とする「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これにより、個人情報保護制度の国の全体像が変更されました。

次のページ（P112）をご覧ください。国の変更内容の全体像です。

左下の図をご覧ください。

現行はこのように実施主体ごとに、3本の法律と条令が適用されています。現行の一番右、各地方公共団体の部分が、当委員会の仕組みになり、大分県個人情報保護条例が適用されています。

右側の見直し後の図をご覧ください。今回の改正では、改正個人情報保護法を地方公共団体でも使用し、全国的に1本化することになりました。

次のページ（P 1 1 3）をご覧ください。今回の変更にかかる大分県の例規の整備の内容と当委員会規程との関係を簡単にお示ししています。

半分より上の「現行」の欄をご覧ください。現在の「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程」は、「大分県個人情報保護条例に基づき制定されている「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」をすべて準用して、知事名を会長名に代えたのみの形で制定しており、独自規定は設定しておりません。

下の欄の改正後をご覧ください。今回の改正では上記二つの例規が廃止になり、代わりに、個人情報の保護に関する法律（改正）、個人情報の保護に関する法律施行令（改正）、大分県個人情報保護法施行条例（制定）が適用されるようになります。これに伴い、当委員会の規程の準用元である「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」も一度廃止して、制定する形となります。

今回制定予定の「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」の内容を確認したところ、今回も委員会として独自の規定を作る必要がないと判断いたしました。そのため、今回この県の規則をすべて準用する、準用規程といたします。

ただし、県規則は、法令担当課が審査しているところでまだ交付されておらず確定しておりません。現在の規則案が大きく変更になり、委員会の独自規定を定める必要が生じた場合を除き、細かい変更については事務局で対応することについてご了承をお願いしたいと思います。

なお、当委員会においては、現在のところ法的な処理の必要となる個人情報ファイルは保持しておりません。

次の114ページから132ページに準用元の「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」の告示案を載せております。次は133ページからの説明になりますので114ページからの告示案をゆっくりめくってご覧ください。

次に、具体的な制定内容を説明します。

133ページをご覧ください。大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程案です。中央の太字の下から読みます。大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の例

による。つまり、先ほどめぐりました114ページから132ページの例によるということです。

附則に、施行期日の令和5年4月1日と現行規程の廃止を記載しております。

次のページ（P134）をご覧ください。今回の改正については、大分県報に登載して告示する予定です。これが告示案となります。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第10号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第10号議案「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止と制定について」は、原案のとおり現行規定を廃止し、新たに規定を制定することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第10号議案については、原案のとおり現行規定を廃止し、新たな規定を制定し、告示することとします。

これで本日の議案については全て終了しました。
他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 本日は長時間にわたるご審議、誠にお疲れ様でした。次回の委員会は5月を予定しております。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第17回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年3月15日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員